

令和4年1月13日

保護者 様

熊本市立田原小学校長

野田 建男

### 新型コロナウイルス感染症のリスクレベルの引き上げに伴う対応について

日頃より新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止への対応にご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、オミクロン株をはじめ、新型コロナウイルスの急激な感染拡大が生じておりますことから、昨日、熊本県のリスクレベルが2に引き上げられました。昨年度末にリスクレベルの扱いが変更となり、このレベル2は、おおよそ旧レベルの4相当に該当いたします。

学校では、児童が長時間近距離で対面形式となるグループワークや近距離で一斉に大きな声で話す活動、児童が密集して行う活動他、感染リスクの高いと考えられる学習活動は一時的に控えたり、それに代わる活動を準備したりしながら進めてまいります。

また出欠の取り扱い等につきましては、これまで同様、下記に示すとおりとなります。感染症の疑いがないと診断されている場合は、下記1の(1)③④は該当しません。また、出席停止の期間でお子様の学習等についてご心配な点があれば学校にご相談下さい。大変心苦しいのですが、リスクレベルの高い状況下の対応としてご理解のほどお願い申し上げます。

全国的に児童生徒への感染も広がっておりますことから、誰が感染してもおかしくない状況となっております。感染または濃厚接触者と診断された方の気持ちに寄り添って行動することはもちろん、きちんと予防をすれば過度に恐れる必要がないことや、感染者やその家族に対し、偏見・差別をしてはならないこと等、ご家庭でもご指導をお願いいたします。

なお、状況は常に変化しておりますので、今後変更等がありましたらお知らせいたします。

### 記

#### 1 新型コロナウイルス感染に伴う指導要録上の出席停止等の措置（欠席にならない場合）について

##### ◆指導要録上、「出席停止・忌引き等の日数」として記録するものについて

##### (1) 学校保健安全法第 19 条による出席停止の措置とするもの

- ① 児童の感染が判明した場合
- ② 児童が感染者の濃厚接触者に特定された場合
- ③ 児童に発熱等の風邪の症状がみられる場合
- ④ 同居の家族に発熱等の風邪の症状がみられる場合

※ただし、上記④の措置は、本市（県）のリスクレベルが2以上の場合に限る。

##### (2) 「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うもの。

- ① 医療的ケア児や基礎疾患児について、登校すべきでないと判断された場合
- ② 保護者が出席させることに不安を感じた場合

## 2 出席停止等の期間（今後変更もあります）

- (1)上記1の(1)①に該当する児童については、治癒後、医師（保健所を含む）において感染のおそれがないと認めるまで
- (2)上記1の(1)②に該当する児童については、感染者と最後に濃厚接触した日の翌日から起算して~~2週間~~ ⇒（令和4年1月15日 10日間に変更）
- (3)上記1の(1)③④に該当する児童及び同居の家族については症状がなくなるまで
- (4)上記1の(2)①②については、校長が認める期間

## 3 濃厚接触者や感染不安により登校を控える児童への学習サポートについて

濃厚接触者や感染不安により登校を控える児童については、学校と相談のうえ、可能な教科に限ってライブ配信を行うことができます。学校までご相談ください。

- (1)教室の児童の映り込みをしない映像にしますが、状況によっては映りこむ場合もあります。
- (2)ライブ配信では、児童と先生のリアルタイムでの応答はできませんが、ロイロノート等の活用で応答を行う場合もあります。
- (3)機器や撮影の状況によって、音声聞き取りにくい場合や映像が鮮明でない場合があります。
- (4)ライブ配信では、自分のクラスの授業が配信されます。
- (5)個人情報保護等の観点から、ライブ配信などにおける動画や静止画を録画しSNS等への投稿や配信することはできません。

## 4 学校行事等の実施について

現時点では、地域・保護者の参観を可能としながらも、内容の精選、全体の時間を短縮、人が密集しないなどの感染防止対策を行いながら実施できる状況です。しかしながら、今後の状況次第では中止等の措置を行います。

※新レベル3・4では、地域・保護者による参観を控えることとなっております。

<今後の行事について>

- ・2月18日（金）学習発表会⇒授業参観、学級懇談会に変更（再度変更もあります。学習発表会にかわり、学習成果の動画を視聴していただけるよう準備を進めています）
- ・3月23日（水）卒業式（開催方法は未定）

## 5 新型コロナウイルス感染症に係る差別や偏見を生まないために

- (1)「誰か」のことではなく「自分のこと」として考えてみる。  
罹ったのが自分だったら、自分が嫌なことを言われたら、自分が差別を受けたら・・・と、自分のこととして考えてみることで、冷静な状況判断にもつながります。
- (2)（ワクチン接種に関して）一人一人の判断を尊重する。  
事情があってワクチンを打てない方、打つことを望まない方がいます。ワクチンを打つかどうかはあくまでも個人の判断です。接種の強要や、ワクチンの接種・未接種によって人を非難したりすることがあってはなりません。
- (3)インターネットやSNSの情報を鵜呑みにせず、正確な情報を見極める。  
誰もが不安を抱いています。不確かな情報や個人情報を広げたり、安易にSNS等の不確かな情報を信じたりすることがないように冷静な対応が必要です。